

神奈川県乾癬友の会 会則

第1条（名称）

本会は「神奈川県乾癬友の会」と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局を横浜市立大学附属市民総合医療センター皮膚科（神奈川県横浜市南区浦舟町4丁目57）に置く。

第3条（目的）

本会は、乾癬患者、その家族ならびに医療関係者との交流や連携を通じて、乾癬およびその治療に関する正しい知識の普及、生活の質の向上、会員の相互扶助を目的とする。

第4条（活動）

本会はその目的を達成するために次の活動を行う：

- （1）勉強会の実施
- （2）懇談会の実施
- （3）ウェブサイトの運営
- （4）会報の発行
- （5）その他、本会の目的を達成するための、又は本会の趣旨に合致する活動

第5条（会員）

本会の会員は乾癬患者、その家族および本会の趣旨に賛同する個人とする。

2. 本会の会員は、非営利、営利目的を問わず、有効性および安全性が確立していない治療の提供、販売、斡旋又は勧誘を行わないものとする。

第6条（入会および退会）

本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し事務局へ提出し、別途定める年会費を納入する。

2. 本会からの退会を希望する者は、書面（FAX、eメール可）にて、その旨を事務局に申し出る。
3. 次のいずれかの場合には会員資格を喪失し退会とみなす：
 - （1）会員が死亡したとき
 - （2）年会費を2年間滞納したとき
 - （3）本会の名誉を毀損する、或いは本会の会則に背く行為があり、幹事会にて除名の決定がなされたとき

4. 活動年度内に退会する場合、納入済みの年会費は返却しない。

第7条（役員）

本会には次の役員を置く：

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 相談医 若干名

2. 代表幹事および副代表幹事は幹事の互選により選出する。
3. 監事は幹事会にて幹事より選出する。
4. 幹事は、会員による自薦あるいは他薦により会員より候補を選出し、会員総会にて任命する。
5. 相談医は本会の趣旨に賛同する医師とする。
6. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
7. 役員に欠員が生じた場合には速やかに補充を行う。但し、その任期は前任者の任期の残余期間とする。

第8条（役員の仕事）

代表幹事は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事が不在のときは、その責務を代行する。
3. 幹事は、幹事会を構成し、本会の業務を執行する。
4. 監事は、幹事の業務執行および本会の会計を監査し、幹事に意見を述べるができる。
5. 相談医は、本会の活動を支援し、医学的な指導や助言などを行う。

第9条（会員総会）

会員総会は、本会の会員により構成され、本会の承認機関とする。

2. 会員総会は会員の過半数の出席をもって成立する。但し、所定の委任状を提出する会員は出席とみなす。
3. 会員総会における承認は出席者の過半数の賛成をもって成立する。
4. 会員総会は原則として年1回開催する。

第10条（幹事会）

幹事会は、本会の幹事により構成され、本会の執行機関とする。

2. 幹事会は、代表幹事が必要と認めるとき、又は幹事から要請があるとき招集する。

第11条（会計）

本会の活動および会計年度は4月1日から3月31日までとする。

2. 本会の活動に必要な費用は年会費等をもって充当する。

付則

第1条

本会則は平成24年2月1日より施行する。

第2条

本会則の改訂は、幹事会にて審議を行い、会員総会の承認をもって行う。

第3条

本会の年会費は、年額3,000円とし、各年度の初めに納入する。

2. 相談医の年会費は不要とする。